

2019年度国家公務員障害者選考試験の概要

定型的な事務をその職務とする係員を採用するための試験

試験日程

| | |
|-------------|---|
| 受験申込受付期間 | 2019年 6月17日（月）～6月26日（水） ※インターネット申込み（インターネット申込みができない場合は、郵送（簡易書留）となります。） |
| 第1次選考日 | 2019年 9月15日（日） |
| 第1次選考通過者発表日 | 2019年10月17日（木） |
| 第2次選考日(予定) | 2019年10月28日（月）～11月11日（月） |
| 合格者発表日 | 2019年11月26日（火） |

受験資格 次の要件（1）及び（2）を満たす者

（1）次に掲げる手帳等の交付を受けている者

※ 下記の手帳等は受験申込日及び受験日当日において有効であることが必要です。

ア ① 身体障害者手帳

② 身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事の定める医師が、当該都道府県において同条の申請に用いられる様式により作成した、障害の種類及び程度並びに障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる障害に該当する旨が記載された診断書・意見書

③ 産業医又は人事院規則10-4第9条等に規定する健康管理医による②に準じる診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害に係るものを除く。）

イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳等又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは地域障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書

ウ 精神障害者保健福祉手帳

（2）1960（昭和35）年4月2日から2002（平成14）年4月1日までに生まれた者

ただし、次のいずれかに該当する者は受験できません。

（1）日本の国籍を有しない者※

（2）国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

○ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他の執行を受けることがなくなるまでの者

○ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

○ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 日本国籍を有する者であっても外国の国籍を有する者は、外務公務員になることができません。

採用予定数 2019年6月上旬に人事院ホームページに掲載予定

採用予定日 原則として2019年12月31日まで

※ 本人の希望等を考慮の上、2020年1月1日以降の採用もあります。

※ 行政職俸給表（一）1級相当での採用となります。俸給月額は、採用前の経歴に応じ、14万円～24万円です。

試験の区分 北海道、東北、関東甲信越、東海北陸、近畿、中国、四国、九州、沖縄

第1次選考試験地 札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市、那覇市

※ 試験の区分にかかわらず、受験に便利な1都市を選んでください。原則として上記都市内に試験場を設けますが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もあります。

※ 第2次選考は、各府省の採用予定機関での採用面接となります。

試験種目

| 選考段階 | 試験種目 | 解答題数 解答時間 | 内容 |
|-------|-------------------|---------------|---|
| 第1次選考 | 基礎能力試験 (多肢選択式) | 30題 1時間30分 | 公務員として必要な基礎的な能力(知能及び知識)についての筆記試験 知能分野 15題 知識分野 15題 |
| | 作文試験 | 1題 50分 | 文章による表現力、課題に対する理解力などについての筆記試験 |
| 第2次選考 | 採用面接 | | 各府省の採用予定機関における個別面接等 |

※ 第1次選考の試験問題は、高等学校卒業程度の問題が出題されます。

受験上の配慮

(1) 視覚障害又は読字障害のある方については、その障害の程度により、以下の方法による受験ができます。

- ア 点字による試験(パソコンによる音声読み上げを補助として併用できます。)
- イ 拡大文字による試験(拡大率の異なる2種類(面積比で2倍と2.7倍)の試験問題集があります。)
- ウ 電子ファイルの試験問題集による試験
- エ 試験時間の延長(上記のイ又はウと併せることができます。)

(2) 聴覚障害のある方については、試験官の発言事項を書面で伝達することができます。また、書面伝達に加えて手話通訳士の配置を選択することができます。

(3) 上肢機能障害、体幹機能障害又は書字障害で筆記が困難な方については、作文試験においてパソコンによる解答ができます。

(4) ルーペ、拡大読書器、補聴器等の補装具を持ち込むことができます。

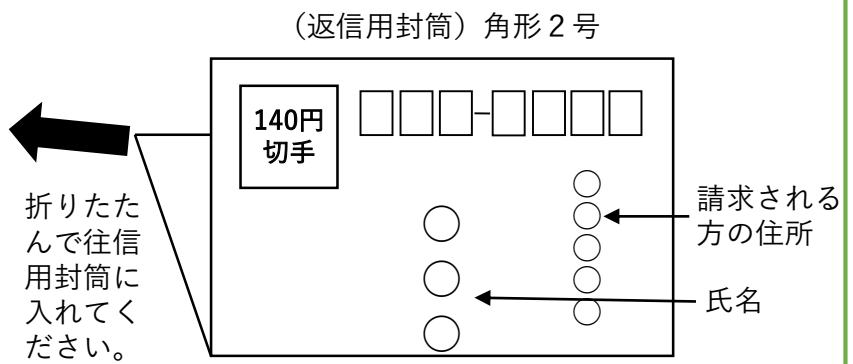
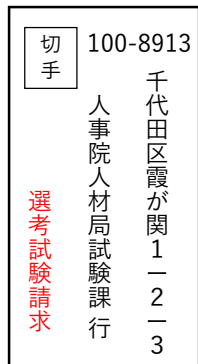
その他詳細については、受験案内をご覧ください。

受験案内等の入手方法 人事院ホームページ「国家公務員試験採用情報NAV I」の「障害者選考試験」のページから5月17日(金)以降にダウンロードできます。

※ 郵送で請求する場合は、「140円の切手を貼った宛先を明記した返信用封筒(角形2号・A4判)」を同封した上で、問合せ先に請求してください。

(往信用封筒)

- ・赤字で「選考試験請求」と表に書いてください。
- ・大きさ、重さに応じた郵送料分の切手を貼ってください。



国家公務員試験採用情報NAV I [<https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>]

問合せ先

人事院人材局試験課 〒100-8913 千代田区霞が関1-2-3 電話 (03) 3581-5311 (内線2331)